

株 主 各 位

東京都港区芝五丁目25番11号
モジュール株式会社
代表取締役 松村 明

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月17日（水曜日）当社営業時間終了時である午後6時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月18日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都港区三田三丁目5番27号
住友不動産三田ツインビル西館1階 ベルサール三田
3. 目的事項
報告事項 第16期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.modulat.com/>）において周知させていただきます。

法令及び定款第16条の規定に基づき、「計算書類の個別注記表」については、本招集ご通知の提供書面の記載に代えてインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

したがって、本招集通知の提供書面は、会計監査人及び監査役がそれぞれ会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査した計算書類の一部であります。

(提供書面)

事業報告

〔平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで〕

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における日本の経済状況は、企業収益や雇用情勢に改善が見られ、緩やかな回復基調が続きました。一方、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動など消費マインドに弱さが見られ、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社の事業分野であるIT関連業界におきましては、おおむね横ばい傾向が続いているものの、企業のIT投資は回復の兆しが見られます。

このような経済環境の中、当社が主体としている「企業向けの小型コンピュータのアウトソース事業」を取巻く環境については、引き続き堅調であると判断しています。

これは「企業が本業への資源の集中に向かう中、本業ではないIT関連業務のスキルを社内に保有しないという考え方が増えつつある事」、「今後の労働力不足を補う為に今迄人手に頼っていた業務についてもよりITの活用が高まるであろう事」、「コンピュータ関連製品の価格が低下していく中で、各製品分野に特化したリーディングベンダーが現れ、その反動で企業の情報システムを包括的に管理していくニーズに対する供給が少ない事」、「技術革新が一定の段階を迎えた事により、革新的技術よりも安定的技術への投資効果が、ITの経営貢献度において相対的に高くなってきている事」が多く、企業が認められ、給与計算や税務、法務といった旧来のアウトソース業務の枠を超えたアウトソースが活用されている為と考えております。

なお、昨今のスマートデバイスの台頭は当社が対応すべきマーケットの拡大であり、同時にPCの出荷台数の減少などはあくまでコンシューマー市場における傾向であり、このような状況により、当社が主体としている企業向けの安定的技術・利用技術が必要とされる可能性が拡大していると考えております。

このような環境の中、「継続的な大型案件の獲得」「チーム力強化」「オリジナリティの徹底追求」などに取り組んでまいりました。

当事業年度における当社の事業は、「継続的な大型案件の獲得」に積極的

に取り組んだ結果、契約期間9年・契約金額20億円の長期大型サービス契約を受注するなど、期首計画を上回り前事業年度に続いて増収増益を達成する事が出来ました。

また、前事業年度と比較して営業外収益が減少しましたが、前事業年度は一時的な収益である貸倒引当金戻入額を計上したためであり、本業の業績を示す営業利益は順調に増加し収益性が向上しております。

以上により、売上高2,115,231千円（前期比4.9%増）、営業利益183,779千円（前期比30.7%増）、経常利益159,607千円（前期比26.6%減）、当期純利益103,425千円（前期比4.8%増）を計上し、営業利益及び当期純利益は過去最高の業績となりました。

売上区分別の内訳については、以下のとおりであります。

売上区分	前事業年度（第15期）		当事業年度（第16期）		
	売上高	構成比	売上高	構成比	前期比
	（千円）	（%）	（千円）	（%）	（%）
ITサービス売上	1,209,937	60.0	1,197,331	56.6	△ 1.0
商品売上	805,581	40.0	917,899	43.4	13.9
合計	2,015,519	100.0	2,115,231	100.0	4.9

ITサービス売上：保守サービス、維持管理サービス、障害対応サービス、システム構築サービス等の技術的サービス関連の売上
 商品売上：上記のITサービス売上に伴い必要なIT関連製品（ハードウェアやパッケージソフトウェア）の販売に関する売上

・ITサービス売上

当社の本業である「継続的ITサービス」の売上は、大手既存顧客のサービス拡大等により順調に推移しました。「一時的ITサービス」の売上は、一部顧客において前年度の反動があったものの堅調に推移しました。

その結果、「ITサービス」の売上高は、1,197,331千円（前期比1.0%減）となりました。

・商品売上

商品売上におきましては、大型の製品調達案件等を獲得したことにより、前年度を大きく上回り順調に推移しました。

その結果、製品調達代行サービスの売上高は917,899千円（前期比13.9%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資は、総額で996,921千円であり、その主なものはサービス提供用サーバ等の取得に伴う建設仮勘定110,496千円、サービス提供用ソフトウェア取得に伴うソフトウェア仮勘定862,930千円であります。なお、当該金額には、有形固定資産及び無形固定資産を含んでおります。

(3) 資金調達の状況

当社は、長期大型サービス契約締結（約2,000,000千円／9年）に伴う固定資産取得を行うため、シンジケートローンにより900,000千円の借入れを行っております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第13期 平成24年3月期	第14期 平成25年3月期	第15期 平成26年3月期	第16期 平成27年3月期
売 上 高(千円)	1,511,242	1,793,640	2,015,519	2,115,231
当 期 純 利 益(千円)	72,998	88,743	98,661	103,425
1株当たり当期純利益(円)	5,328.33	64.77	72.01	77.31
総 資 産(千円)	1,241,958	1,264,599	1,628,540	3,162,636
純 資 産(千円)	286,533	377,464	460,091	469,614
1株当たり純資産額(円)	20,914.87	275.52	335.83	365.39

- (注) 1. 記載金額は、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を除き千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 平成25年4月1日付で普通株式1株に対して100株の割合で株式分割を行いました。第14期の「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」は、該当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(9) 対処すべき課題

① 中長期的IT分野の展望の予測

当社は、今後の数年間で企業向けの小型コンピュータ分野は大きな変化が起こる可能性があるとの認識を有しており、これに基づいて中長期展望を確立していく所存であります。

すなわち、現在は「インターネットがモバイルデバイスと融合して最終的普及段階に入る可能性」、「高速ワイアレス通信の拡大」、「IT資源及びデータのセンター側への集約を促進する新技術や新製品」、「燃料電池などに代表される新型動力による小型情報機器の超長時間使用の為の技術的方向性の確立」などの新技術が個人的な利用を中心として開発、研究されていますが、当社は、これらの新しいIT技術が世の中で認識された後数年以内に、その利便性を認識した利用者によって、必ずビジネス分野にも適用範囲が広がるものと予測しております。特に「高速ワイアレス通信の拡大」や「燃料電池などに代表される新型動力による小型情報機器の超長時間使用の為の技術的方向性の確立」については、ワーキングスタイルの多様性や時と場所を問わないITの利用と云う意味において、ビジネス分野での先行利用も想定されています。

長期的成長を目指す当社としては、これらの動きを取り入れて長期的ビジネスの方向性を決定する必要があり、その為にIT分野の展望予測がよ

り重要であると捉えております。尚、この予測を継続し、中期的事業展開を視野に入れてビジネスモデル強化に繋げてまいります。

また、これらの新技術の台頭により小型コンピュータ分野は益々多数の技術が氾濫し、その取りまとめ即ち当社が得意とする「利用技術」や「中立性」が重要性を増してくると予測され、これらを少人数の社内リソースに頼るリスクを敬遠し、組織的に専業で行っている当社のアウトソースサービスを利用する顧客は増加傾向にあります。

従って、当社のアウトソースサービスをより多くの顧客に提供する為の、認知度の向上や営業力の強化を継続し、ビジネスの拡大に努めてまいります。

② 主力サービスの標準化・パターン化

業務効率及び利益率の向上と新規契約迄の効率化の為に、現在の主力サービスである I T A S サービスにおける提供サービスの標準化を継続してまいります。同時に今まで人手に頼っていたサービスを一部自動化し、効率向上とサービスレベルの向上の同時達成も目指していきます。これらにより多くの新規顧客の獲得が可能になり特定契約への依存度合いを平準化し、また将来のフランチャイズ及び代理店展開の基礎を築いていく所存であります。

なお、上記の提供サービスの標準化の努力につきましては、当社の事業の特徴は、顧客企業毎の情報システムに合わせたフレキシブルな対応であるものと認識しておりますので、それを損なわない範囲において行うものであります。当面 I T A S サービスにおける主要サービス項目を、可能な限り標準化することを目標として、業務効率等の向上を目指す所存であります。

③ 人材育成の強化

今後の中期的な競争力を支える為に、人材の育成は重要事項であると認識しております。長期的な人材の採用～育成を視野に入れて、来期は社会人経験年数や業務レベルに合わせたレイヤー毎の育成メソッドを開始します。

④ その他の課題

上記以外にも以下の課題に積極的に取り組んでまいります。

1. 会計監査／業務監査の強化による社会的公正さの更なる追求
2. 企業の社会的責任（CSR）へのコミット
3. 社員の多様化する価値観への対応
4. 社員の就業不能時の損失をカバーするための施策

(10) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

- 小型コンピュータ分野の企業向けアフターサービス事業
小型コンピュータ（PCサーバー、PC、携帯端末）の保守、運用、管理、利用者支援、障害予防、評価などを企業内の情報システム部門より委託を受け、代行する事業
- 小型コンピュータ分野の企業向けCIOアウトソースサービス事業
- 上記に伴う、情報システムの構築マネジメントサービス、調達代行サービス

(11) 主要な営業所及び事業所（平成27年3月31日現在）

本社	：東京都港区
フロントオフィス、テクニカルセンター	：東京都港区
PCヘルプセンター（*）	：神奈川県横浜市
リペア&セットアップセンター（*）	：東京都江東区
インターネットサービスセンター（*）	：東京都中央区
ITロングライフセンター（*）	：東京都中央区
データリカバリーセンター（*）	：長野県伊那市
セキュアリサイクルセンター（*）	：東京都大田区
ソフトウェア開発センター（*）	：東京都中央区及び港区

*印の施設は専門会社に業務委託をしております。

(12) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
69名	5名増	35.8歳	4.5年

(13) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(14) 主要な借入先及び借入額（平成27年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
シンジケートローン	900,000千円
株式会社みずほ銀行	241,662千円
株式会社東日本銀行	176,200千円
株式会社日本政策金融公庫	107,360千円
株式会社新生銀行	100,000千円
株式会社千葉銀行	100,000千円
株式会社りそな銀行	100,000千円
株式会社横浜銀行	70,600千円
株式会社商工組合中央金庫	66,320千円
オリックス銀行株式会社	50,000千円

(注) シンジケートローンは、株式会社横浜銀行を主幹事とする計3行からの協調融資によるものであります。

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 2,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,370,000株（自己株式97,500株を含む）
- (3) 株 主 数 877名（前事業年度末比162名増）
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
松 村 明	453,300株	35.62%
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	86,500株	6.79%
佐 伯 達 之	60,000株	4.71%
飯 塚 麻 実	40,000株	3.14%
松 井 証 券 株 式 会 社	39,400株	3.09%
楽 天 証 券 株 式 会 社	31,100株	2.44%
木 原 和 彦	30,000株	2.35%
菅 原 敏 彦	30,000株	2.35%
高 松 忠 行	30,000株	2.35%
渡 部 真 理	21,000株	1.65%

- (注) 1. 当社は、自己株式を97,500株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は平成26年11月19日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

- ① 取得対象株式の種類 当社普通株式
- ② 取得した株式の総数 97,500株
- ③ 取得価格 93,990,000円
- ④ 取得日 平成26年11月26日
- ⑤ 取得理由 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を行うとともに、資本効率の向上を通じて株主利益の増大を図るため。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している新株予約権の状況 平成26年11月19日開催の取締役会決議による第5回新株予約権

- ・ 新株予約権の数
1,500個
- ・ 新株予約権の目的となる株式の数
150,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・ 新株予約権の払込金額
1個あたり 3,100円
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格
1個あたり 83,300円（1株あたり833円）
- ・ 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資金準備金に関する事項
 - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・ 新株予約権を行使することができる期間
平成28年7月1日から平成36年3月31日まで
- ・ 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、平成28年3月期から平成30年3月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載される当期純利益が1.4億円を超過した場合に、当該利益水準を最初に超過した期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から、行使期間の末日まで行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用や決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を当社の取締役会で定めるものとする。
 - ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、執行役員、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由があると取

締役会が認めた場合は、この限りではない。

- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

・当社従業員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	50個	5,000株	1名

(2) 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権等の状況

平成26年11月19日開催の取締役会決議による第5回新株予約権

- ・新株予約権の数
1,500個
- ・新株予約権の目的となる株式の数
150,000株（新株予約権 1 個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額
1 個あたり 3,100円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価格
1 個あたり 83,300円（1 株あたり833円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資金準備金に関する事項
 - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成28年7月1日から平成36年3月31日まで

・新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、平成28年3月期から平成30年3月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載される当期純利益が1.4億円を超過した場合に、当該利益水準を最初に超過した期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から、行使期間の末日まで行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用や決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を当社の取締役会で定めるものとする。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、執行役員、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

・当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	交 付 者 数
当社執行役員 (当社役員を除く)	860個	86,000株	3名
当社使用人 (当社役員、執行役員を除く)	590個	59,000株	61名

(3) その他新株予約権等に関する重要事項

特記すべき事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職状況
取締役会長	古澤 龍郎	
代表取締役	松村 明	
取締役	藤井 隆徳	株式会社ジャパノロジスト代表取締役、フジブリッジ株式会社代表取締役
取締役	西尾 いづみ	弁護士、東京ブライト法律事務所
取締役	岩城 哲哉	株式会社ユナイテッドアローズ相談役
常勤監査役	山田 義範	
監査役	河邊 義正	弁護士、サン綜合法律事務所客員弁護士、オリンパス債権回収株式会社監査役
監査役	近 暁	公認会計士、近事務所代表、株式会社リゾート&メディカル監査役

- (注) 1. 取締役 西尾 いづみ氏及び取締役 岩城 哲哉氏は、社外取締役であります。また、取締役 古澤 龍郎氏は、平成26年6月19日開催の第15回定時株主総会において取締役に選任され、同日社外取締役に就任し、その後平成26年10月15日付で取締役会長に就任するまで社外取締役の地位にありました。
2. 監査役 山田 義範、監査役 河邊 義正氏及び監査役 近 暁氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 西尾 いづみ氏、取締役 岩城 哲哉氏及び監査役 山田 義範氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 山田 義範氏は、都市銀行支店長を歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 近 暁氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- ① 平成26年6月19日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって、代表取締役 木原 礼子氏、取締役 渡辺 博文氏、取締役 川合 拓氏及び取締役 内田 倫子氏は任期満了により退任いたしました。
 - ② 取締役 古澤 龍郎氏は、平成26年10月15日付で取締役会長に就任いたしました。
 - ③ 取締役 藤井 隆徳氏は、平成27年3月31日付で辞任により退任いたしました。

7. 当事業年度中及び当事業年度後の取締役及び監査役の重要な兼職状況は次のとおりであります。
- ① 取締役会長 古澤 龍郎氏は、平成27年4月1日付でソリューション・ラボ・横浜株式会社顧問に就任いたしました。
 - ② 取締役 藤井 隆徳氏は、平成26年9月26日付で株式会社ジャパノロジスト代表取締役に、平成26年12月19日付でフジブリッジ株式会社代表取締役に就任いたしました。
8. 当事業年度後の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- ① 監査役 近 暁氏は、平成27年4月30日付で辞任により退任いたしました。
 - ② 補欠監査役 新保 正義氏は、平成27年4月30日付で監査役に就任いたしました。また、同氏は平成27年5月20日開催の監査役会決議により常勤監査役に選定されました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	9名 (6名)	42,350千円 (1,850千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	6,120千円 (6,120千円)
合 計	12名	48,470千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、平成26年6月19日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名(うち社外取締役3名)の在任中の報酬等の額が含まれております。また、取締役 古澤 龍郎氏は、平成26年6月19日開催の第15回定時株主総会において取締役に選任され、同日社外取締役に就任しましたが、その後平成26年10月15日付で取締役会長に就任しましたので、社外取締役の支給人員には同氏が含まれており、また社外取締役の支給額には取締役会長就任の前日までの同氏の報酬等の額が含まれております。
2. 取締役の報酬限度額は、平成24年6月25日開催の第13回定時株主総会において年額150,000千円以内(うち、社外取締役分は30,000千円以内)で、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものと決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年8月25日開催の第7回定時株主総会において年額13,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役 古澤 龍郎氏は、平成26年6月19日開催の第15回定時株主総会において取締役に選任され、同日社外取締役に就任し、その後平成26年10月15日付で取締役会長に就任するまで社外取締役の地位にありました

が、当該社外取締役であった期間において該当事項はありません。

- ・取締役 西尾 いづみ氏は、東京ブライツ法律事務所の弁護士を兼務しております。当社と兼職先である東京ブライツ法律事務所との間には、重要な取引関係はありません。
- ・取締役 岩城 哲哉氏は、株式会社ユナイテッドアローズ相談役を兼務しております。当社と兼職先である株式会社ユナイテッドアローズとの間には、重要な取引関係はありません。
- ・常勤監査役 山田 義範氏については、該当事項はありません。
- ・監査役 河邊 義正氏は、サン綜合法律事務所の客員弁護士及びオリンポス債権回収株式会社監査役を兼務しております。当社と兼職先であるサン綜合法律事務所及びオリンポス債権回収株式会社との間には、重要な取引関係はありません。
- ・監査役 近 暁氏は、近事務所の代表公認会計士及び株式会社リゾート&メディカル監査役を兼務しております。当社と兼職先である近事務所及び株式会社リゾート&メディカルとの間には、重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	西 尾 いづみ	当事業年度開催の取締役会12回全てに出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と幅広い見識から、必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	岩 城 哲 哉	当事業年度開催の取締役会12回のうち8回に出席いたしました。経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	古 澤 龍 郎	平成26年6月19日の就任から平成26年10月15日付で取締役会長に就任するまでに開催された取締役会4回全てに出席いたしました。経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、必要な発言を適宜行っております。
常 勤 監 査 役	山 田 義 範	当事業年度開催の取締役会12回のうち10回、監査役会10回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会の議案・審議などにつき、都市銀行支店長の経験と知識を生かして、必要な発言を適宜行っております。

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	河 邊 義 正	当事業年度開催の取締役会12回全て、監査役会10回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会の議案・審議などにつき、弁護士としての専門的見地から、必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	近 暁	当事業年度開催の取締役会12回のうち10回、監査役会10回のうち9回に出席いたしました。取締役会及び監査役会の議案・審議などにつき、公認会計士としての専門的見地から、必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び常勤監査役である山田 義範氏を除く各社外監査役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、取締役古澤 龍郎氏は、平成26年6月19日開催の第15回定時株主総会において取締役に選任され、同日社外取締役に就任し、当社と当該契約を締結いたしました。その後平成26年10月15日付の取締役会長就任に伴い、これを合意解除しております。

当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称

アスカ監査法人

(2) 報 酬 等 の 額

	報 酬 等 の 額
当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が、会社法、公認会計士法、金融商品取引法等の法令に違反または抵触した場合、及び、その他会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づいて、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」により解任又は不再任の議案の決定機関を取締役会から監査役会に変更しております。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、平成27年5月20日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての基本方針（「内部統制システム構築の基本方針」）を一部改定する決議をいたしました。

改定後の当該基本方針の内容は次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び従業員に期待する行動指針のひとつとして企業行動規範を定め、法令及び定款遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

また、公益通報者保護規則を定め、法令遵守上疑義のある行為等について社内担当者または社外の弁護士に相談、報告を行う体制を構築する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 当社は、法令・社内ルール（文書管理規則）に基づき、文書等の保存を行う。また、情報セキュリティ管理規程を定め、情報の管理を行うものとする。

② 当社は、取締役の職務執行にかかる記録文書（電磁的な記録を含む）及びその他の重要な情報を、法令及び社内ルールに従って適切に保存及び管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

不測の事態が発生した場合には、代表取締役をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は取締役会を月1回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務執行状況の監督等を行う。取締役の職務執行については、組織規則、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細を定め、職務執行の効率化を図る。

また、取締役会の下に執行役員を配置し、職務権限規程に基づき、業務の執行・施策の実施について審議のうえ、決定する。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、企業集団が存在しないので該当事項はありません。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役及び監査役会の業務補助のため監査役スタッフを置くこととする。
- ② 配置される従業員の独立性を確保するため、監査役スタッフの人事考課、人事異動・懲戒等については監査役会の同意を得た上で決定する。
- ③ 監査役スタッフは、監査役に係る業務を優先して従事する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、重要事項の報告を受け、また、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧する。

取締役及び従業員は、重大な法令違反及び不正行為、または会社に重大な損害を及ぼす恐れのある事実を知った時は、遅滞なく監査役に報告する。監査役に報告した者は、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとする。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査担当と緊密な連携をとり、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。

また、監査役は、代表取締役、内部監査担当、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、監査の職務の執行に必要でないと思われる場合を除き、当該費用又は債務を処理するものとする。

(注) 本事業報告に記載する金額につきましては、表示単位未満の端数がある場合、これを切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,551,959	流 動 負 債	1,292,081
現金及び預金	539,871	買掛金	270,067
預け金	300,000	短期借入金	250,000
売掛金	520,288	1年内返済予定の長期借入金	277,660
商品	12,653	未払金	56,456
仕掛品	680	未払法人税等	16,829
リース投資資産	86,651	前受金	411,836
前払費用	58,230	預り金	8,595
繰延税金資産	2,392	その他	636
その他	37,647	固 定 負 債	1,400,940
貸倒引当金	△ 6,456	長期借入金	1,384,482
固 定 資 産	1,610,677	繰延税金負債	9,770
有 形 固 定 資 産	347,593	その他	6,688
建物	11,047	負 債 合 計	2,693,021
工具、器具及び備品	59,261	純 資 産 の 部	
賃貸用資産	755,321	株 主 資 本	437,910
建設仮勘定	110,496	資本金	254,219
減価償却累計額	△ 588,531	資本剰余金	31,558
無 形 固 定 資 産	1,006,028	資本準備金	31,558
ソフトウェア	8,835	利 益 剰 余 金	246,121
賃貸用資産	134,262	利益準備金	6,816
ソフトウェア仮勘定	862,930	その他利益剰余金	239,305
投 資 そ の 他 の 資 産	257,054	繰越利益剰余金	239,305
投資有価証券	158,535	自 己 株 式	△ 93,990
出資金	10	評価・換算差額等	27,053
長期貸付金	157,337	その他有価証券評価差額金	27,053
長期前払費用	45,423	新 株 予 約 権	4,650
敷金	20,336	純 資 産 合 計	469,614
差入保証金	23,500	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,162,636
保険積立金	9,249		
貸倒引当金	△ 157,337		
資 産 合 計	3,162,636		

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

〔平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,115,231
売 上 原 価		1,549,923
売 上 総 利 益		565,308
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		381,528
営 業 利 益		183,779
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	673	
受 取 配 当 金	1,214	
受 取 手 数 料	3,840	
執 行 役 員 報 酬 返 納 額	1,106	
そ の 他	1,366	8,200
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,573	
支 払 手 数 料	11,941	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	346	
為 替 差 損	1,257	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 損	6,688	
そ の 他	565	32,372
経 常 利 益		159,607
税 引 前 当 期 純 利 益		159,607
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	33,144	
法 人 税 等 調 整 額	23,037	56,182
当 期 純 利 益		103,425

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

〔平成26年4月1日から〕
〔平成27年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
平成26年4月1日 残高	254,219	31,558	31,558	4,350	163,006	167,356	—	453,135
事業年度中の変動額								
剰余金の配当				2,466	△ 27,126	△ 24,660		△ 24,660
当期純利益					103,425	103,425		103,425
自己株式の取得							△ 93,990	△ 93,990
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	2,466	76,299	78,765	△ 93,990	△ 15,224
平成27年3月31日 残高	254,219	31,558	31,558	6,816	239,305	246,121	△ 93,990	437,910

	評価・換算差額等		新 株 約 権	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計		
平成26年4月1日 残高	6,955	6,955	—	460,091
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△ 24,660
当期純利益				103,425
自己株式の取得				△ 93,990
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	20,097	20,097	4,650	24,747
事業年度中の変動額合計	20,097	20,097	4,650	9,523
平成27年3月31日 残高	27,053	27,053	4,650	469,614

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月19日

モジュール株式会社

取締役会 御中

アスカ監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	若 尾 典 邦 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	石 渡 裕 一 朗 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、モジュール株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別明細表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」

（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年 5月20日

モジュール株式会社 監査役会

常勤監査役 新 保 正 義 ⑩

常勤監査役 山 田 義 範 ⑩

監 査 役 河 邊 義 正 ⑩

(注) 監査役 山田 義範及び監査役 河邊 義正は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき20円 総額 25,450,000円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月19日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 今後の業務範囲拡大および新分野への展開に備えるため、事業目的を追加するものであります。
- (2) 当社の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までとしておりますが、当社の事業管理等において効率的な業務執行を図るため、当社の事業年度を毎年6月1日から5月31日までに変更し、あわせて関連規定について所要の変更を行うものであります。
なお、本議案が原案通り承認可決された場合には、第17期事業年度は、平成27年4月1日から平成28年5月31日までの14カ月間の決算期間となります。
- (3) 取締役会の決議要件に関する特別規定につき、これまでの運用状況、今後の想定その他を総合考慮し、法令の定める決議要件とするため、当該特別規定を削除するものであります。
- (4) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」により責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されました。これに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役及び監査役の損害賠償責任の一部免除に関する現行定款第33条の規定の一部を変更するものであります。なお、このうち取締役の責任免除に関する部分の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (5) 上記事業年度の変更に関する経過措置として、新たに附則を設けるものであります。
- (6) その他、条文の削除に伴い条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条1. ～4. (条文記載省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>5.</u> (条文記載省略)</p> <p><u>6.</u> 前1から<u>5</u>の事業を営む会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動の支配・管理</p> <p><u>7.</u> (条文記載省略)</p> <p>第3条～第11条 (条文記載省略)</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年<u>3月31日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年<u>6月</u>にこれを招集する。</p> <p>第14条～第23条 (条文記載省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条1. ～4. (現行どおり)</p> <p><u>5.</u> <u>インターネット等のオンラインを利用した広告、宣伝、マーケティングリサーチに関する業務</u></p> <p><u>6.</u> <u>広告、宣伝、マーケティングリサーチに関する業務並びに広告代理店業</u></p> <p><u>7.</u> (現行どおり)</p> <p><u>8.</u> 前1から<u>7</u>の事業を営む会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動の支配・管理</p> <p><u>9.</u> (現行どおり)</p> <p>第3条～第11条 (現行どおり)</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年<u>5月31日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年<u>8月</u>にこれを招集する。</p> <p>第14条～第23条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議要件)</p> <p><u>第24条</u> 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数（うち社外取締役1名以上を含む。）が出席し、そのうち社外取締役1名以上を含む過半数をもって行う。</p> <p>第25条～第32条 （条文記載省略）</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p><u>第33条</u> （条文記載省略）</p> <p>② 当社は、<u>社外取締役および社外監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p>第34条～第35条 （条文記載省略）</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第36条</u> 当社の事業年度は、毎年<u>4月1日</u>から翌年<u>3月31日</u>までとする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p><u>第37条</u> （条文記載省略）</p> <p>② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p><u>第38条</u> （条文記載省略）</p>	<p>(削 除)</p> <p>第24条～第31条 （現行どおり）</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p><u>第32条</u> （現行どおり）</p> <p>② 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p>第33条～第34条 （現行どおり）</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第35条</u> 当社の事業年度は、毎年<u>6月1日</u>から翌年<u>5月31日</u>までとする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p><u>第36条</u> （現行どおり）</p> <p>② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p><u>第37条</u> （現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>① <u>平成27年6月の定時株主総会において再任された会計監査人の任期は、平成28年5月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>第35条の定めにかかわらず、第17期事業年度は、平成27年4月1日から平成28年5月31日までの14か月間とする。</u></p> <p>③ <u>第36条の定めにかかわらず、第17期事業年度は、平成27年9月30日を中間配当基準日とする。</u></p> <p>④ <u>平成28年6月1日をもって本附則は削除する。</u></p>

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 河邊 義正氏は、本株主総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
かい ぬま あや 貝 沼 彩 (昭和57年5月29日)	平成17年12月 監査法人トーマツ入所 平成18年12月 登公認会計士事務所・爽監査法人入所 平成21年7月 公認会計士登録 平成23年4月 貝沼公認会計士事務所開設(現任) 平成23年6月 税理士登録 平成23年7月 税理士法人みなと東京会計代表社員(現任) 平成26年11月 ミャンマービジネスクリエイト合同会社代表社員(現任)	—

- (注) 1. 貝沼 彩氏は、新任の監査役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 貝沼 彩氏は、社外監査役候補者であります。
4. 社外監査役候補者に関する特記事項
- ①貝沼 彩氏は、公認会計士として会社財務に精通しておられることから、社外監査役として職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- ②当社は、社外監査役(第2号議案が承認可決された場合には監査役)との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。貝沼 彩氏が選任された場合、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。
- ③貝沼 彩氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区三田三丁目5番27号
住友不動産三田ツインビル西館1階
ベルサール三田
現地連絡先：03-3451-6021



■交通：

- 「三田駅」A1出口徒歩6分（三田線・浅草線）
- 「泉岳寺駅」A3出口徒歩6分（浅草線・京浜急行線）
- 「田町駅」三田口徒歩8分（JR線）

（お知らせ）

- ・株主総会当日はお土産をご用意しておりますが、ご提出の議決権行使書の枚数にかかわらず、ご来場の株主様お一人につき1つとさせていただきます。